

金属採掘等資金及び金属権利譲受け資金出資細則

[平成22年7月1日 経済産業大臣承認 平成22・07・01資第12号]

平成22年7月1日

2010年（金フ）業務細則第22号

最終改正 令和5年4月1日

（目的）

第1条 この細則は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書（2004年（総企）業務規程第1号。以下「業務方法書」という。）第7章第1節第60条第2号、第3号及び第4号の定めに基づく出資業務を行うに当たり、当該業務の適切かつ効率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（出資金の使途）

第2条 機構の出資金の使途は、次の各号に定める金属鉱物について、海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の採掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業並びに本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業（以下「採掘等」という。）をする権利その他これらに類する権利に基づく採掘等をするために必要な資金（以下「採掘等資金」という。）又は採掘等をする権利その他これらに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその採掘等を行う場合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの権利に基づく採掘等をするために必要な資金（以下「権利譲受け資金」という。）であって、その採掘等を促進することにより優良資源の確保に効果があると認められるものとする。

- (1) 銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、金鉱、ポーキサイト、すず鉱、鉄鉱、グラファイト鉱、フッ素鉱（金属元素と結合しているものに限る。）、マグネシウム鉱、シリコン鉱、リン鉱（金属元素と結合しているものに限る。）及びカリウム鉱
- (2) ウラン鉱、希少金属鉱物（マンガン鉱、ニッケル鉱、クロム鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、コバルト鉱、ニオブ鉱、タンタル鉱、アンチモン鉱、リチウム鉱、ボロン鉱、チタン鉱、バナジウム鉱、ストロンチウム鉱、希土類金属鉱、白金族鉱、ベリリウム鉱、ガリウム鉱、ゲルマニウム鉱、セレン鉱、ルビジウム鉱、ジルコニウム鉱、インジウム鉱、テルル鉱、セシウム鉱、バリウム鉱、ハフニウム鉱、レニウム鉱、タリウム鉱、ビスマス鉱、をいう。）

（出資の相手方）

第3条 機構の出資先となる者は、採掘等を行う金属鉱業を営む本邦法人又は本邦人若しくは本邦法人が、直接、間接にかかわらず、出資によりその経営を実質的に支配している採掘等を行う金属鉱業を営む外国法人とする。

2 前項に定める出資先となる者には、当該者が、直接、間接にかかわらず、出資によりその経営に参加している他の本邦法人又は外国法人が行う採掘等に必要な資金を供給する場合を含むものとする。

(対象となる事業)

第4条 出資の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当し、第13条に定める出資基本契約において特定される採掘等の事業(以下「出資対象事業」という。)とする。

(1) 出資先となる者が、直接、間接にかかわらず、採掘等資金を拠出する場合(本邦周辺の海域における採掘等を対象とする場合は除く)

(2) 出資先となる者が、直接、間接にかかわらず、権利譲受け資金を拠出する場合

(3) 出資先となる者が、直接、間接にかかわらず、業務方法書第2条第21号に定める海外事業法人買収等資金を拠出する場合

2 出資対象事業が、外国法人、政府関係機関、これに準ずる者との合併事業又は共同事業として行われる場合は、次の各号に定める要件を備えている事業に限るものとする。

(1) 合併事業又は共同事業の結果生産される金属鉱物について、出資先となる者又はその関係会社が、原則として、出資対象事業に対して保有する採掘等を行う権利の比率以上の引取権、販売権、その他これらに類する権利を有すること。

(2) 出資先となる者が、出資対象事業に対して、事業実施計画策定時における発言権等の自主性を有すること。

3 出資対象事業は、原則として、次の各号に定める事項を満たすものとする。ただし、国の資源政策の観点から特に重要と認められる場合は、この限りではない。

(1) 海外における事業の場合には、機構が、出資対象事業が実施される国のントリーリスクが高くないと認めること、又はカントリーリスクをカバーする措置が講じられていると認めること。

(2) 本邦における選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業の場合には、機構が、当該事業の結果生産される金属鉱物について、本邦においてその金属鉱物が海外に依存している状況にあると認めること、又は当該事業において、使用済み製品等を原料とするものにあつては、金属鉱物の輸入低減に資するものと認めること。

(3) 機構が、5年以内の生産開始が見込まれると認めること。

(出資の限度額)

第5条 業務方法書第61条第1項に規定する出資の限度額は、採掘等資金又は権利譲

受け資金に充当される出資の額に100分の50以内を乗じた額とする。ただし、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第50条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資は、機構が単独で最大株主又は最大出資者とならない範囲で行うものとする。

- 2 業務方法書第61条第2項に規定する出資は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第9号。以下この条において「省令」という。）第21条第1項第2号に規定する希土類金属鉱を対象とした権利譲受け資金に係るものとし、出資の限度額は、権利譲受け資金に充当される出資の額に100分の100未満を乗じた額とする。
- 3 業務方法書第61条第3項に規定する出資は、省令第21条第1項に規定する鉱種のうち希土類金属鉱等の供給途絶が懸念される鉱種を対象とした権利譲受け資金に係るものとし、出資の限度額は、権利譲受け資金に充当される出資の額に100分の100未満を乗じた額とする。
- 4 業務方法書第61条第4項に規定する出資は、省令第21条第1項に規定する鉱種のうち希土類金属鉱等の供給途絶が懸念される鉱種を対象とした採掘等資金及び権利譲受け資金に係るものとし、出資の限度額は、採掘等資金及び権利譲受け資金に充当される出資の額に100分の100未満を乗じた額とする。
- 5 業務方法書第61条第5項に規定する出資は、省令第21条第1項に規定する鉱種のうち希土類金属鉱等のサプライチェーンの強靱化に資する鉱種を対象とした採掘等資金及び権利譲受け資金に係るものとし、出資の限度額は、採掘等資金及び権利譲受け資金に充当される出資の額に100分の100未満を乗じた額とする。

（出資の方法）

第6条 機構は、株式取得の方法により出資を行うものとする。

（出資の手続）

第7条 出資に当たっては、機構の出資を希望する者から、出資申込書の他、別途定める業務要領に規定する必要書類を提出させるものとする。

（審査手続）

第8条 採択審査に当たっては、迅速を旨とし、採択の可否を決定するまでの審査期間（ただし、国との協議に要した期間を除く。）を、前条の書類をすべて受領した日より起算して原則6週間以内とする。

（出資の審査）

第9条 機構は、出資の採択に関する審査基準を定め、当該審査基準及び本細則に定めるところに従い、技術面、経済性等について厳正な評価を行うものとする。また、労

働安全衛生・環境の負荷低減のための審査基準を別途定め、汚染対策、自然環境保全・社会環境への配慮等に関する評価を行うものとする。

(長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行による出資)

第9条の2 機構は、業務方法書第63条第3項に規定する長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって第1条に定める出資業務を行うに当たっては、出資案件ごとの配当収入や株式売却等の時期を予測し、借入金ごとに償還計画を作成して償還確実性の確認を行うものとする。

(採択の可否及び条件の通知)

第10条 出資の採択は、出資の申込に基づき、機構がその可否につき決定する。

2 出資については、機構が厳正な審査を実施し、国の資源政策との整合性を確保する観点から、かつ、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって行う場合にあっては、借入金の早期償還も含めた財政資金の効率的な運用の確保を図る観点から、経済産業大臣と協議を行い、経済産業大臣の同意を得た上で、対象事業としての採択の可否を決定するものとする。

3 機構は、出資の申込みを行った者に対して、採択の可否及び条件を示した通知書を送付するものとする。

4 機構は、出資先となる者が採掘等を行うために必要な権利等の取得を完了していないなど出資の要件が満たされていない場合、これらが充足されることを条件に採択することができる。その場合、前項の通知書にその旨を記載するものとする。

5 機構は、不採択の通知書には、その理由を付すものとする。

6 出資の申込みを行った者が前項の通知書を受けたのち不採択の理由を是正した場合、機構は、申込みを行った者の申請により1回に限り再審査を行うことができるものとする。

(出資金の管理)

第11条 出資金の管理は、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 出資金の用途
- (2) 出資基本契約条件の履行状況
- (3) 出資先の経営状態

(採掘等事業の年間事業計画)

第12条 機構は、出資先に対し、出資対象事業の各事業年度の事業計画及び資金計画(以下「年間事業計画」という。)について、原則として当該事業年度の開始までに、機構の承認を受けるよう求める。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限り

ではない。

- (1) 出資先となる者が採掘等を行うために必要な権利等の取得を完了していない場合、その他やむを得ない理由により、事業年度の開始までに機構の承認を受けることが困難と見込まれる場合は、その旨の報告を求め、年間事業計画を策定次第、速やかに、機構の承認を受けるよう求めるものとする。
 - (2) 機構が当該承認の必要がないと認める場合は、報告に代えることができるものとする。
 - (3) 出資先となる者が、直接、間接にかかわらず、海外事業法人の株式を取得する場合は、出資先と海外事業法人との取決めに従うものとする。
- 2 機構は、前項の承認を行うに当たっては、事前に出資先より承認すべき内容についての書面を受領し、出資対象事業の実績及び今後の見通しを踏まえ、別途定めるプロジェクト管理に関する基準に基づき審査を行うものとする。
 - 3 出資対象事業(第5条第2項、第3項、第4項及び第5項の規定に係るものを除く。)が経済性を満たす見込みがなくなると判断された場合、機構は、受領済みの年間事業計画の実施に要する資金又は出資先となる者が採掘等を行うために必要な権利等を取得した相手と締結する契約等及び採掘等を行う国等の法令等(以下「採掘契約等」という。)に基づく義務の履行に要する資金に関するものを除いて追加の出資は行わず、保有する株式を適切に処分するものとする。
 - 4 年間事業計画に重要な変更が見込まれる場合、機構は、出資先に対し、速やかに機構の承認を受けるよう求め、又は報告させるものとする。この場合において、機構の承認手続きは、第2項の規定を準用する。
 - 5 第1項の定めにかかわらず、第20条に定める事業の終結を承認済みの場合には、機構は、年間事業計画の報告を求めないものとする。
 - 6 第1項に定める年間事業計画又は第4項に定める年間事業計画の重要な変更の承認について、機構が出資先に対して新たな出資を行わない場合には、機構は、その判断により、承認に代えて報告とすることができるものとする。
 - 7 前各項の定めにかかわらず、事業費の増大、埋蔵量の減少、鉱物価格下落等により出資対象事業の経済性の大幅な悪化が見込まれる場合、機構は、出資先に対して適切な対策を講じることを求めるものとする。

(出資基本契約)

第13条 機構は、出資の実行に先立ち、出資先となる者との間で、次の各号に定める事項を含む出資基本契約を締結するものとする。

- (1) 出資対象事業を特定する情報
- (2) 第12条の定めに基づく承認事項又は報告事項、第14条の定めに基づく承認事項又は報告事項、第15条の定めに基づく報告事項

(3) その他機構が必要と認める事項

2 機構は、前項の出資基本契約の締結に当たって、第10条第3項に定める採択の条件が付されている場合には、これが満たされていることを確認するものとする。

(事前承認事項)

第14条 機構は、出資先に対し、次の各号に定める事項につき機構の事前承認を受けよう求めるものとする。ただし、機構がその必要がないと認める場合は、報告に代えることができるものとする。

(1) 定款の変更

(2) 資本金の増減、社債の発行、その他財政上の重要事項

(3) 決算及び剰余金の処分

(4) 販売上の重要事項

(5) 株主構成の重要な変動

(6) 権益比率の変更

(7) 生産施設、その他開発方式の基本的内容の変更

(8) その他、機構が重要と判断する事項

2 機構は、前項各号の承認を行うに当たっては、事前に出資先より承認すべき内容についての書面を受領し、当該出資対象事業の実績及び今後の見通しを踏まえて判断するものとする。

3 前項において、第1項第5号から第8号までの承認手続きは、第12条第2項の規定を準用する。

4 第1項の定めにかかわらず、第1項各号に定める事項が、出資基本契約の締結時点で採掘契約等において計画されている場合又は出資先以外の共同事業者が決定権を持つ場合など、出資先が当該事項の決定に関与し得ないときには、機構は、出資先に対して当該事項の報告を速やかに行うよう求めるものとする。

(報告事項)

第15条 機構は、出資先に対し、次の各号に定める事項について月次で報告を求めるものとする。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 事業の進捗状況及び資金支払い状況

(3) 生産、販売及び財務の状況

(4) その他機構が指示する事項

2 前項の報告は書面にて受け取るものとする。

(監査)

第16条 機構は、必要に応じて出資先の財産、書類、帳簿等を調査し、その実情を把握するものとする。

2 機構は、必要に応じて実地調査を行うものとする。

(出資対象事業の経済性評価)

第17条 機構は、機構財務の健全性を確保するとともに、出資対象事業を適正に管理するため、すべての出資対象事業の経済性評価を年1回行うものとする。

(出資対象事業の経済性評価の方法)

第18条 出資対象事業の経済性評価に当たっては、各出資対象事業の進捗状況、採択時及び前回評価時との変化について分析を行うとともに、各出資対象事業につき同一条件での長期資金収支見通しを作成することにより横断的な比較分析を行うものとする。

2 前項の比較分析に関し、出資と同時に債務保証が行われている事業については、事業に係る同一のデータに基づき、出資及び債務保証のそれぞれについて行うものとする。

(出資対象事業の経済性評価結果)

第19条 出資対象事業の経済性評価の結果に基づき、各出資対象事業の財務的達成度を評価し、機構財務への影響を検討するとともに、各出資対象事業を次のAからCの3ランクに分類して、分類結果を踏まえた適切な管理を実施する。

A：一定の利益が見込まれる成功事業

B：成功・不成功が判明する以前の事業

C：損失が見込まれるため、抜本的見直しが必要な事業

2 経済性評価の結果、Cランクに分類された出資対象事業については、経済性の回復の見込みの検討を行い、次期事業年度の年間事業計画に反映させるものとする。

(出資先の申請による事業の終結)

第20条 機構は、出資先が出資対象事業の権利を放棄、譲渡又は売却しようとする場合は、機構の事前承認を受けるよう求めるものとする。

2 機構は、前項の承認を行うに当たっては、次の各号に定める事項を審査し、総合的に判断するものとする。

(1) 出資対象事業の実績、地質的有望性及び埋蔵量評価、その他技術的な評価

(2) 採掘契約等に定める義務及び出資対象事業の権利の放棄、譲渡又は売却に関する規定

(3) 出資対象事業の経済性の評価

(4) 権益売却の取り組みの状況及び今後の見通し

(5) 出資財源としている借入金の返済状況

(機構による株式の処分)

第21条 機構が、その所有する株式（新株引受権を含む。次項において同じ。）を処分する際には、業務方法書第63条の2第2項に定める手続に従うほか、出資先と協議するものとする。

2 機構は、国の資源政策との整合性等について考慮した上、機構が保有する株式の評価を合理的に行うことが可能となった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として当該株式を売却するものとする。

(1) 出資先に投資する本邦法人等（機構を除く。）が売却を求めるとき。

(2) 機構が、機構の保有株式を売却することが必要であると判断するとき。

3 機構は、業務方法書第63条第3項に規定する長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって取得した株式について前項第2号の判断をするに当たっては、借入金の早期弁済も含めた財政資金の効率的運用について考慮するものとする。

4 株式売却の際の売却価格を含む売却条件は、外部の有識者から構成される委員会の答申に基づき決定する。

5 機構は、機構以外の株主がその所有する株式を処分する場合、それにより出資先の株主構成に重要な変動が生ずると認められるときには、当該株主に対して前項に準ずる措置をとらせるものとする。

第22条 この細則に定めるもののほか、出資業務に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この業務細則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成23年1月24日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成24年1月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成30年12月3日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和5年4月1日から施行する。